

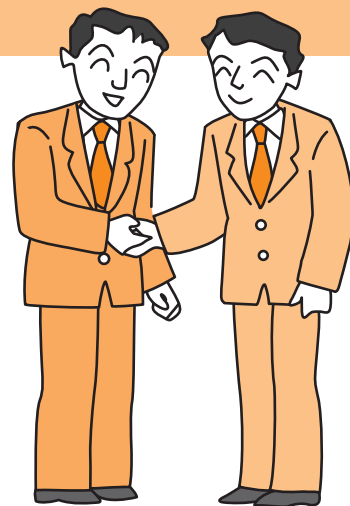
人材をお探しの皆様へ

民営職業紹介所

ご利用のしおり

民営の職業紹介所(人材紹介会社)は

- 厚生労働大臣の許可を受け又は届出をして、人材をお探しの求人者に対し、求めている人材(求職者)を、紹介・あっせんする事業を行っています。
 - 職業安定法等労働法規を遵守し、求人者・求職者に適正なサービスを行っています。
- ※求人申込の際には有料か無料かをご確認ください。有料の場合は手数料率(額)及び支払方式(成功報酬かなど)について事前に説明を受け、ご確認のうえ利用下さい。



1

職業紹介の種類・タイプ

民営の職業紹介所には様々な種類・タイプがありますので、人材をお探しの企業のニーズに合致する紹介所をご利用下さい。

■ 有料と無料の2種類があります。

有料職業紹介	・大多数の民営職業紹介所が有料で業務を行っています。 ・紹介手数料は基本的には、成功報酬型となっていますが、職業紹介所の種類・タイプによって手数料体系が異なりますので、ご利用の際はよくご確認ください。
無料職業紹介	・非営利団体が就職困難者を紹介するものや、会員組織の団体(医師会、協同組合等)が会員向けに紹介サービスを無料で行っています。

■ 紹介対象：雇用期間別分類

常用雇用紹介	・正社員紹介をメインとする職業紹介です。
有期雇用紹介	・日々雇用、パート・アルバイト、契約社員等をメインに紹介しています。

- 一般的な民営職業紹介所は、有料であり、常用雇用・全職種を紹介対象としています。全職種を取り扱う紹介所であっても、得意分野の業種・職種がありますので、利用される場合は、よく検討・確認されて紹介所を選定して下さい。
- 一部の地域に限定した紹介所もありますのでご留意下さい。
- 国外にわたる紹介サービスをご希望の場合は、取り扱いが可能な紹介所であるか確認のうえご利用下さい。

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 (略称：民紹協)

URL <http://www.minshokyo.or.jp> Tel 03-3818-7011

2

労働条件等の 明示について

職業紹介所をご利用するにあたっては、労働条件等を明示することが必要です。

1 求人申込みの際には、書面（求人票等）又は電子メールによって労働条件等を紹介所に対して明示して下さい。

なお、緊急の必要がある場合は、電話、FAX等でも差し支えありません。

2 明示すべき労働条件等は、法令で次のとおり定められています。

- ① 業務内容 ② 契約期間 ③ 就業場所 ④ 就業時間・休日等
- ⑤ 賃金の額 ⑥ 社会保険等

3 労働条件の明示をする際は、以下にご留意下さい。

- 業務内容は、職場の環境も含めできる限り具体的かつ詳細に明示して下さい。
- 労働時間は、始業及び終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日等を明示して下さい。
- 賃金は、賃金形態（月給、日給、時給等）、基本給、残業手当、賞与、通勤手当、昇給等に関する事項を明示して下さい。
- 募集時の労働条件等の内容が、採用時の条件と異なる可能性がある場合は、その旨を併せて明示して下さい。又、採用時の条件と異なることとなった場合は、紹介所・求職者に速やかにお知らせ下さい。



3

個人情報保護と 公正な採用選考について

1 求職者の個人情報については、特に下記の事項を遵守して下さい。

- ① 採用選考にのみ使用し、目的外使用はしない。
- ② 第三者への提供は行わない。第三者に提供するときは、必ず本人にその目的を明示し、本人の同意を得る。
- ③ 情報の適正な管理を行い、漏えいしないように十分に注意して取り扱う。

2 公正な採用選考について

- ① 採用選考にあたっては、人種、国籍、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別せずに、求職者の適性・能力のみを基準とし、人権尊重の姿勢で行って下さい。
- ② 求人者は、面接時においても、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は収集しないようお願い致します。
- ③ 募集・採用においては、一部の例外事由を除き、年齢制限が禁止されています。

※ 例外事由に該当し年齢制限を行う場合は、事業主（雇用主）は職業紹介所および求職者に対して、その理由を提示することが義務付けられています。



4

賃金の直接払いについて

① 労働者の賃金は、事業主（雇用主）が直接支払わなければなりません。

- 事業主は、雇用する労働者の賃金を、当該労働者に直接支払う義務があります。なお、口座振り込みの場合は、事業主の管理する自らの口座から労働者の口座に振り込まなければなりません。
- 職業紹介所に賃金の支払いを委ねることは、法令違反となります。

② 賃金計算業務の委託について

- 労働者の賃金計算業務を、職業紹介事業所に委託することは差し支えありません。

5

短期雇用労働者の求人について

① 求人申込み

短期雇用労働者を、反復継続的に求人する場合であっても、その都度、求人の申込みが必要です。

求人申込みは、郵便、電話、FAX又は電子メールでも差し支えありません。

② 雇用期間

使用者は、有期労働契約によって労働者を雇い入れる目的に照らして、契約期間を必要以上に細切れにしないよう配慮する必要があります。

③ 採用時の労働条件明示

短時間労働者（パート・アルバイト等）を採用した場合は、労働基準法で定められた労働条件通知書の内容に加えて、下記についても明示しなければならないのでご留意下さい。

- ◆ 昇給の有無
- ◆ 退職手当の有無
- ◆ 賞与の有無



6

紹介基本契約の締結について

職業紹介事業所を利用する場合は、トラブル防止のために、職業紹介事業所との間で次の事項を含む基本契約書等を締結することが望まれます。

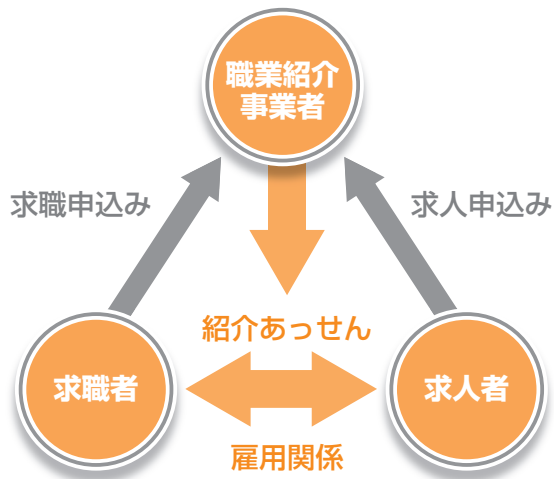
- ① 求人申込および採用選考手順（求職者情報提供、選考、採否の連絡方法）に関すること
- ② 労働条件の明示（項目、明示の方法など）に関すること
- ③ 個人情報、求人者情報の保護および守秘義務に関すること
- ④ 有料職業紹介事業所の場合は、手数料の種類、料率および短期退職の場合の取り扱いなどに関すること



職業紹介と労働者派遣の違い

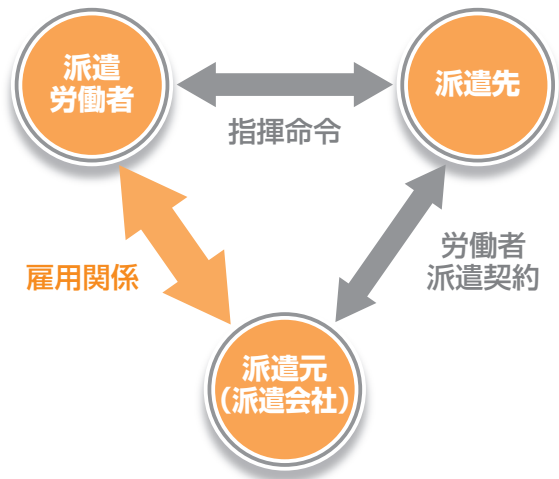
職業紹介とは

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることであり、求人者（職業紹介所利用者）が雇用主となります。



労働者派遣とは

派遣元が雇用する労働者を、派遣先に派遣し、派遣先の指揮命令を受けて、労働に従事させることをいいます。したがって、派遣元（派遣会社）が雇用主となり、派遣先（派遣会社利用者）は雇用主ではありません。



人材サービス総合サイト (<http://www.jinzai-sougou.go.jp>) について

厚生労働省が運営している同サイトでは、労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度の周知や、最新情報の提供が行われていますので、ご利用下さい。

民営職業紹介事業に関する相談窓口

人材をお探しの方からの職業紹介に関する相談は、全国の労働局、ハローワークで受け付けておりますが、下記でも承っておりますので、どうぞご利用下さい。

●公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 相談窓口 03-3818-7136
ホームページからの相談受付 <http://www.minshokyo.or.jp/inquiry/>

求人申込みは下記の事業所へご連絡下さい。